

2025 年 8 月 5 日

社債権者各位

山口県下関市竹崎町四丁目 2 番 36 号
株式会社山口フィナンシャルグループ
代表取締役社長 CEO 棕梨 敬介

**第 7 回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）の
期限前償還に関するお知らせ**

当社が 2020 年 9 月 30 日に発行いたしました株式会社山口フィナンシャルグループ第 7 回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（以下、「本社債」）を、2025 年 9 月 30 日に全額期限前償還することといたしましたので、本社債の社債要項第 11 項(2)及び(3)に基づいて下記の通りお知らせいたします。

記

1. 期限前償還する銘柄

株式会社山口フィナンシャルグループ第 7 回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）

2. 期限前償還日

2025 年 9 月 30 日

期限前償還日後は、利息をつけません。

3. 期限前償還金額

各社債の金額 100 円につき金 100 円

期限前償還期日以降、社債、株式等の振替に関する法律及び株式会社証券保管振替機構の業務規程その他の規則に従いお支払いいたします。

以上